

## 第31回大空町農業委員会総会議事録

令和5年1月25日 第31回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	4番 佐 藤 廣 治
5番 斎 藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸
8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二	10番 福 田 重 幸
12番 増 子 昭 雄	14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也
16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠
19番 高 橋 敬 義	20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克
22番 岡 本 シゲ子	23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊

#### (2) 欠席者

3番 森 英 章	11番 真 鍋 剛	13番 福 田 英 信
----------	-----------	-------------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
主 事 増子 絵美舞		

第31回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第31回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>遅くなりましたが、新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、足元の悪い中、また風の強い中、第31回農業委員会総会に出席誠にありがとうございます。</p> <p>1月12日に北見で行われました農業者年金研修会、19、20日に役場にてWebで行われました女性委員・農地利用最適化推進委員研修、農業者年金研修に出席されました委員の皆様、大変ご苦労様でした。</p> <p>昨今のコロナの状態ではありますが、総理の演説によりますと、春には2類から5類へと段階的に移行し、ウィズコロナの取り組みを更に進めていくという事ですので、当委員会といたしましても、その時々に対応した感染対策を行いながら委員会活動を行いたいと思いますので、委員の皆様にはご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日は3年ぶりに新年会を行う運びとなっておりますが、その時も感染対策をとりながら皆様と懇親を深めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>寒い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、風邪などを引かず、ご自愛なされますようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>12月23日開催の第30回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第31回農業委員会総会を開催いたします。</p>

井上局長	<p style="text-align: right;">(午後 3 時 0 4 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただ今の出席委員は、19名であります。 森委員、福田英信委員、真鍋委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>また、高橋委員、岡本委員から遅れて来る旨の連絡があったところ でございます。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の 過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計 43件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長 において、14番原本委員、15番遠藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のと おり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可 申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5 年1月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、譲渡人が貸付けしていた農地を譲受人へ売 買するものでございます。図面につきましては1ページをご確認いた ただければと思います。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当 していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】</b> この件につきましては、親から子への贈与案件となっております。 図面については、2 ページに掲載をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。  利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年1月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>利用権設定関係1番から33番までの案件につきましては、農地更新及び新規の案件となっております。</p> <p>あっせんにつきましては、12月16日及び1月11日におきまして第3地区農業委員さんにより、また、12月19日に第4地区農業委員さんにおきましてあっせん会を実施しているところでございます。</p> <p>全ての案件におきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認してございますので、よろしくお願いたします。なお、更新等の案件につきましては図面の添付を省略させていただいておりますのであらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明をいたします。</p> <p><b>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、受け手農場の経営移譲に伴い借主名を後継者に変更するというものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</b> 2番につきましても、受け手農場の経営移譲に伴い借主名を後継者 に変更するというものでございます。ご審議のほどよろしく お願い申 し上げます。 以上でございます。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態 が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b> 3番につきましては、借主の規模拡大に伴います新規案件となっております。 ご紹介します。図面につきましては、3ページに掲載しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。 以上でございます。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番から7番までについて、貸主が同一ですの

	<p>で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係4番から7番朗読】 4番から7番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。、 図面につきましては、それぞれ4、5、6、7ページに掲載 をしておりますので、ご確認お願い申し上げます。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係4番から7番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番から7番までについて採決 します。 本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係8番から10番までについて、貸主が同一です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第2号利用権設定関係8番から10番朗読】 8番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。 図面は8ページに掲載をしておりますので、ご確認お願いいたしま す。</p>



	<p>9番、10番の案件については更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議よろしくお願ひ申し上げます 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係8番から10番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番から10番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係11番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号利用権設定関係11番朗読】</b> 11番の案件につきましては、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係11番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係11番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係12番朗読】</b> 12番の案件につきましても、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係13番朗読】</b>

	<p>13番の案件につきましても、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係13番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係14番から17番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第2号利用権設定関係14番から17番朗読】</b></p> <p>14番から17番の案件につきましても、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係14番から17番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係14番から17番までについて</p>

委員	採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係18番から25番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係18番から25番朗読】 18番から25番の案件につきましても、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係18番から25番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係18番から25番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係26番から28番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係26番から28番朗読】 26番の案件につきましては、更新の案件でございますが、同時に、受け手農場の経営移譲に伴いまして、借主を後継者に変更するという案件でございます。そのため図面は省略しております。 27番と28番の案件につきましては、農地更新の案件となりま

	<p>す。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願          いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 26 番から 28 番までについて質疑に入          ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 26 番から 28 番までにつ          いて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しまし          ました。</p> <p>ここで、総会開始から 50 分が経過しましたので、10 分間休憩          をしたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 50 分)</p> <p>(休憩中)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 4 時 00 分)</p> <p>次に利用権設定関係 29 番について、提案理由の説明を求めま          す。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 29 番朗読】</b></p> <p>29 番の案件につきましても、農地更新の案件となります。その          たため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願          いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 29 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係29番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係30番及び31番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係30番及び31番朗読】</b> 30番と31番の案件につきましても、農地更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係30番及び31番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係30番及び31番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係32番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第2号利用権設定関係32番朗読】</b> 32番の案件につきましても、更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。

石田会長	これより利用権設定関係 3 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番朗読】</b> 3 3 番の案件につきましても、更新の案件となります。そのため図面は省略しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係 3 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地

	<p>保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和5年1月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸し付けしていた農地を借主へ売買するものです。</p> <p>あっせんの申し出を受け、1月16日に第2地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入れ協議要請が適当と至ったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、西倉地区の〇〇氏となっております。</p> <p>図面につきましては、9ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>この案件につきまして、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>これより議案第3号1番について質疑に入ります。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号2番から5番までについて、申出者が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
--	--



石川主幹	<p><b>【議案第3号2番から5番朗読】</b></p> <p>2番から5番につきましては、新規の案件となっております。あっせんの申し出を受け、1月11日に第3地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当と至ったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、2番は大成地区の〇〇氏、3番は〇〇氏、4番は〇〇氏、5番は〇〇氏となっております。図面については、それぞれ10、11、12、13ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号2番から5番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号2番から5番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号6番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号6番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、新規の案件となっております。あっせんの申し出を受け、1月17日に第4地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申</p>

	<p>し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当と至ったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の〇〇氏となっております。図面については、14ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたが、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号6番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番及び2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年1月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

	<p><b>【議案第4号所有権移転関係1番及び2番朗読】</b>  1番及び2番については、先月の総会において公社買入の議決をいただいた案件となります。ご審議よろしくお願い申し上げます。  以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号所有権移転関係1番及び2番について採決します。
委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年1月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	<p><b>【報告第1号朗読】</b>  以上でございます。</p>
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後4時25分)

